

第1章 総則

(設置)

第1条 こどもの尊厳と自由が等しく尊重され、安心して住み続けることができるまちの実現のため、一人ひとりのこどもに応じた福祉的、教育的及び医療的側面からの総合的な援助を行うとともに、その保護者を支援する拠点として、こども発達支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 こども発達支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吹田市立こども発達支援センター
- (2) 位置 吹田市片山町2丁目11番40号

(施設)

第3条 吹田市立こども発達支援センター（以下「発達支援センター」という。）に次の施設を置く。

- (1) 地域支援センター
- (2) 杉の子学園
- (3) わかたけ園

第2章 地域支援センター

(目的)

第4条 地域支援センターは、福祉的、教育的及び医療的側面から行う総合的な援助（以下「療育」という。）を必要とする児童であって、障害児施設における日常的な療育を受けていないものに対し、療育を行うとともに、その保護者を支援することを目的とする。

2 地域支援センターは、前項に規定するもののほか、療育を必要とする児童及びその保護者を支援するための児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による事業を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 地域支援センターは、前条第1項の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 療育を必要とする児童に対する訓練及び指導
- (2) 保護者に対する療育指導

- (3) 巡回相談
 - (4) その他療育を必要とする児童の療育に関し必要な事業
- 2 地域支援センターは、前条第2項の規定に基づき、地域支援センターにおいて次の事業を行う。
- (1) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する特定相談支援事業
- 3 地域支援センターは、前項に規定する事業のほか、前条第2項の規定に基づき、法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援を行う。
- 4 前3項に規定するもののほか、市長は、別に定めるところにより、法人その他の団体が、療育を必要とする児童の保護者の療育負担を軽減するため、地域支援センターにおいて行う事業に対する支援を行うものとする。

(使用者等の範囲)

第6条 地域支援センターの施設を使用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事業 療育を必要とする児童であつて、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）を受けていないもの
 - (2) 前条第2項第1号に掲げる事業 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者
 - (3) 前条第2項第2号に掲げる事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（障害児に限る。）の保護者
- 2 前条第3項に規定する事業を利用することができる者は、法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る児童とする。

(使用料等)

第7条 前条第1項第1号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合の使用料は、無料とする。

- 2 前条第1項第2号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合は、法第24条の26第2項の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。
- 3 前条第1項第3号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合は、障害者の日常生活

及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項の規定により主務大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する者は、必要に応じて、事業の利用に係る材料費相当分の実費を負担しなければならない。

5 前条第2項に規定する者は、事業の利用に係る費用として、法第21条の5の3第2項第1号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（保育所等訪問支援に係るものに限る。）に相当する額の範囲内の額を負担しなければならない。

第3章 杉の子学園

（目的）

第8条 杉の子学園は、法第43条の規定に基づき、保護者の下から通園する主に知的障害のある児童（以下「知的障害児」という。）に対し、療育を行うことを目的とする。

（事業）

第9条 杉の子学園は、次の事業を行う。

- （1） 児童発達支援
- （2） 保護者に対する療育指導
- （3） その他知的障害児の療育に関し必要な事業

（使用者の範囲）

第10条 杉の子学園の施設を使用することができる者は、法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る児童とする。

（定員）

第11条 杉の子学園の定員は、70人とする。

（使用料等）

第12条 杉の子学園に入園する児童の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（児童発達支援に係るものに限る。）に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。

2 前項の保護者は、同項に定める使用料のほか、その児童に係る法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用として規則で定める額を負担しなければならない。

第4章 わかたけ園

（目的）

第13条 わかたけ園は、法第43条の規定に基づき、保護者とともに通園する主に肢体不自由のある

児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し、療育を行うことを目的とする。

（事業）

第14条 わかたけ園は、次の事業を行う。

- （1） 医療型児童発達支援
- （2） 保護者に対する療育指導
- （3） その他肢体不自由児の療育に関し必要な事業

（定員）

第15条 わかたけ園の定員は、40人とする。

（使用料等）

第16条 わかたけ園に入園する児童の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（医療型児童発達支援に係るものに限る。）及び法第21条の5の29第2項の規定により健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。この場合においては、第12条第2項の規定を準用する。

（準用）

第17条 第10条の規定は、わかたけ園について準用する。

第5章 療育を必要とする児童及び保護者の相互交流を図るための施設の使用

（施設の使用）

第18条 第3条に掲げる施設のほか、市長は、療育を必要とする児童及びその保護者の相互交流を図ることを目的として、次に掲げる施設を次条に規定する者に使用させることができる。

- （1） 多目的室
- （2） 保護者活動室

（使用者の範囲）

第19条 前条各号に掲げる施設を使用することができる者は、次に掲げる団体であって、発達支援センターにおいて事前に登録したものとする。

- （1） 市内に居住する療育を必要とする児童及びその保護者の団体
- （2） 療育を必要とする児童の支援活動を行う市内の団体
- （3） その他市長が適当と認める団体

（使用の許可）

第20条 第18条各号に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければ

ならない。

(許可の制限)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (2) その他市長が不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第23条 第18条各号に掲げる施設の使用料は、無料とする。

(特別の設備の設置等)

第24条 使用の許可を受けた者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第6章 雑則

(免責)

第25条 この条例に基づく処分によって発達支援センターの施設を使用する者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(吹田市立肢体不自由児母子通園訓練施設条例及び吹田市立知的障害児通園施設条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 吹田市立肢体不自由児母子通園訓練施設条例（昭和44年吹田市条例第18号）
- (2) 吹田市立知的障害児通園施設条例（昭和48年吹田市条例第26号）

附 則（平成23年12月27日条例第40号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第18号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第7号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第14号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第8号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年8月1日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。